

【令和7年4月1日現在】

通所介護重要事項説明書

社会福祉法人 光塩会
上毛の里デイサービスセンター

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 光塩会
(2) 法人所在地 群馬県前橋市上増田町600番地
(3) 電話番号 027-266-9023
(4) 代表者氏名 理事長 村上 泰宏
(5) 設立年月 平成3年8月16日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所・平成12年4月1日指定
群馬県1070100688号
(2) 事業所の目的 介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう通所介護を提供する。
(3) 事業所の名称 上毛の里デイサービスセンター
(4) 事業所の所在地 群馬県前橋市上増田町3番地
(5) 電話番号 027-266-9059
(6) 事業所長 山田 隆
(7) 開設年月 平成4年6月1日
(8) 利用定員 60人

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 前橋市、伊勢崎市、玉村町
(2) 営業日及びサービス提供時間

営業日	月～土(祝祭日営業 但し、12月30日～1月3日を除く)
サービス提供時間	午前8時30分～午後4時30分

※事業所の都合により休ませていただく場合がございます。
その場合には2週間前までにご連絡いたします。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤
1. 事業所長(管理者)	1名	
2. 生活相談員兼介護職員	2名	
3. 介護職員	8名	5名
4. 看護職員	2名	1名
5. 機能訓練指導員	1名	2名

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

◆当事業所が提供するサービスについて、下記の2種類あります

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金のうち通常9割が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①食事の提供

- ・事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

②入浴介助

- ・入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄介助

- ・トイレ誘導からオムツ交換まで、適切な対応をします。

④送迎

- ・マイクロバス、リフト付ワゴン車にて、ご自宅まで送迎します。

⑤レクリエーション

- ・ご利用者の希望によりレクリエーションに参加していただくことができます。

⑥健康チェック

- ・ご利用ごとの血圧・体温・脈拍の測定により、ご利用者の健康管理を行います。

⑦生活相談

- ・生活全般にわたる相談、また便利な介護用品の紹介等に応じます。

〈サービス利用料金(1回あたり)〉

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（上記サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）

(料金表)

(単位：単位数)

区分	6時間以上7時間未満	7時間以上8時間未満
要介護1	5 4 3	6 2 3
要介護2	6 4 1	7 3 7
要介護3	7 4 0	8 5 2
要介護4	8 3 9	9 7 0
要介護5	9 3 9	1, 0 8 6

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	2 2
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	介護報酬総単位数（基本サービス費＋各種加算減算） × 9. 2 % ※ 1 単位未満の端数四捨五入
入浴介助加算（Ⅰ）※	4 0
入浴介助加算（Ⅱ）※	5 5
個別機能訓練加算（Ⅰ－ロ）※	7 6
若年性認知症利用者受入加算※	6 0

※は該当者のみ加算となります。

※前橋市は地域区分が「7 級地」であるため、単位数に 1 0. 1 4 円を乗じた金額が料金となっています。なお、自己負担は、各利用者の負担割合に応じた額です。

※上記料金は、1 回あたりの目安を表示したものです。1 ヶ月の合計で計算した場合、小数点以下の端数処理の関係で、差異が生じる場合があります。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。（下記（2）①参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①食事の提供（食費）

・ご利用者に提供する食事にかかる費用です。

料金：1 食あたり 6 5 0 円

②日常生活上必要となる諸費用実費

・日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代等

（3）利用料金のお支払い方法

前記（1）、（2）の料金・費用は、サービス利用月ごとの合計額を翌月 1 0 日～1 6 日にお渡しします。

料金のお支払い方法は口座引き落としとさせていただきます。

別途、口座引き落としのお手続きをお願いします。手数料はかかりません。

群馬銀行の口座の方は、サービスを利用した月の翌月２０日（土日祝の場合は直後の平日に）に指定の口座より引き落とします。

群馬銀行以外の口座の方は、サービスを利用した月の翌２７日（土日祝の場合は直後の平日に）に指定の口座より引き落とします。

（４）利用の中止、変更、追加

○利用予定日の前に、ご利用者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の朝までに事業所に申し出てください。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

６．苦情の受付について

（１）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口までお申し出下さい。

☆上毛の里デイサービスセンター☆ ☎０２７－２６６－９０５９

〔担当〕 今井 裕也

〔受付〕 月曜日～土曜日 ８：３０～１７：３０

☆前橋市役所☆ ☎０２７－２２４－１１１１

〔担当〕 介護保険課

〔受付〕 月曜日～金曜日 ８：３０～１７：１５

☆群馬県国民健康保険団体連合会☆ ☎０２７－２９０－１３２３

〔担当〕 介護保険課

〔受付〕 月曜日～金曜日 ８：３０～１７：１５

☆第三者委員会 権利擁護ネットはあとらんど☆ ☎０２７－３９５－６７７７

〔受付〕 月曜日～金曜日 ８：３０～１７：１５

☆利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況 有
第三者による評価の実施状況 無

令和 年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

上毛の里デイサービスセンター

説明者 職名 _____ 氏名 _____ 印 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

署名代行者（又は法定代理人）

住所 _____

氏名 _____ 印 _____ 続柄 _____